

News Release

令和4年1月25日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

大和ハウス工業（株）佐賀支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

大和ハウス工業（株）佐賀支店（佐賀市成章町6-5）

（本社：大阪府大阪市北区梅田3-3-5）

- ・ 建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、塗装工事、内装仕上工事、解体工事－A級
- ・ 大工工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事－級外

2 指名停止期間 1月26日から3月25日まで 2か月

3 指名停止理由

大和ハウス工業（株）は建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者と監理技術者として工事現場に配置していたため。

なお、このことが同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局から営業停止処分と指示処分を受けた。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第11項（建設業法違反）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲内で措置することとなるが、同社は唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る

指名停止等の措置基準第2条第2項第4号（建設業法に規定する営業停止に該当するとき）に該当するため、短期の1か月に1か月を加算して2か月とする。

5 令和2～3年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森

電話：直通72-9240（内線1362）